

理由

大韓民国及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板について、その輸入に関する事実が関税率法の定める要件に該当すると認められることから、同法に規定する不当廉売に係る暫定的な関税を課する必要があるからである。